

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2020年4月17日 Friday)

第220号 (2018年度-第28号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

「要望を真摯に受け止め可能な限り対応する」 ～COVID-19 対応緊急要望への学長名回答届く(4/14)～

山口大学教職員組合が4月10日(金)午後、新型コロナウイルス感染症防止対策についての緊急申入れ(11項目の要望)を行った後、同日夕刻には山口大学から「第11報」が出されました。さらに、4月12日(日)には学長から学生への呼びかけがWEB上で行われ、4月13日(月)には吉田地区での学生等への注意喚起表示・消毒液設置・教室のドア等開放を始めとする対応を強化した上で授業が開始されました。

しかし、山口市在住者の感染確認が続き、13日には山口市が小・中学校休校を決める等、危機感が強まる中、山口大学は結局、13日午後3時から開催した臨時部局長会議で翌4月14日(火)からの対面授業中止を決定しました。4月13日の山口大学の授業開始風景等はテレビで全国に放送され、ツイッターでは大学の対応に不満をつぶやく学生の声飛び交っていました。

なお、組合の申入れに対する大学からの回答(2頁に掲載)は4月14日に届きました。組合からの申入れを受けた形での対応を例示した上で、申入れについて「真摯に受け止め、その他の要望についても可能な限り対応する」との回答となっていました。



教員の声「朝令暮改はやめてほしい」

今回の山口大学の対応は疑問です。いきなりオンラインに切り替えよといわれても、具体的な指示が乏しく戸惑っています。準備のできたところから追々始めるなどという曖昧なことではなく、また教員に丸投げするのではなく、大学として責任を持って指示を出してほしいものです。(G)

「医療資材確保についての提案」を提出(4/15) ～組合は教職員等の命と健康を守るために取り組みます～



組合は続いて4月15日(水)に附属病院での医療資材確保についての提案(3頁に掲載)を行いました。これは全国的にも大きな問題になっている医療現場での必要な資材の深刻な不足が山口大学でも起きていることを踏まえて大学・附属病院として可能な限り対応することを提案したものです。附属病院で「マスクは1週間に1枚」を余儀なくされ消毒液の設置もままならないという窮状を、教職員のみならず市民・県民にも訴えて協力を呼びかけつつ、政府・企業等との「交渉」を強めることが求められています。

日本看護協会看護職への危険手当支給等を国に要望(4/3)

日本看護協会は4月3日(金)に行った記者会見で政府・厚労省等への様々な要望と現在の危機的状況を訴えています。4月10日(金)には西村特命担当大臣に看護師への危険手当支給等を求める要望書(4頁に掲載)を提出しました。「医療従事者は、自身が感染する、自身が感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖を感じながら職務にあたっています」として、感染者等に対応した看護職への危険手当支給と宿泊が必要な場合の宿泊費補助を要望しています。

新型コロナウイルスで要望
「看護師に危険手当を」

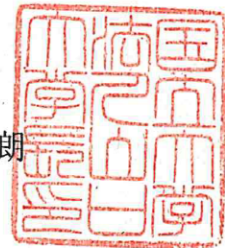


COVID-19 対応等についての不安・ご意見など組合にお寄せください

令和2年4月14日

山口大学教職員組合執行委員長
福田 修 殿

国立大学法人山口大学長
岡 正 朗



新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者拡大・大都市圏等での
緊急事態宣言発出を踏まえた対応について (回答)

2020年4月10日付けで申し入れのありましたこのことについて、現在、感染拡大防止及び学生等への注意喚起のため、コロナウイルス対策及び授業の実施に関する注意事項を大学HP、学生一斉メール及び教室での紙媒体の配付等様々な方法を使って周知しているところでございます。また、可能な限り教室付近に消毒液の設置も進めております。

貴殿からの緊急申し入れについて真摯に受け止め、その他の要望についても可能な限り対応することを回答します。

なお、4月13日に開催しました臨時部局長会議において、吉田キャンパスは、4月14日から5月1日まで対面授業を実施せず遠隔授業のみとすることを決定したことを申し添えます。

2020年4月15日

国立大学法人山口大学

学 長 岡 正朗 殿
 医学部長 篠田 晃 殿
 医学部附属病院長 杉野法広 殿

山口大学教職員組合
 執行委員長 福田 修



新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策の医療資材等確保についての提案

貴職におかれては、収束の見通しが立たないもと日々拡大している新型コロナウイルス感染症への様々な対応へご尽力いただいていることに敬意を表します。

また、医学部附属病院でもこの間、院内で新型コロナウイルス感染症感染者が発生することのないよう細心の注意を払った対応に苦慮されておられることと推察します。

しかしながら、聞き及びましたところによれば、4月9日(木)夕刻に医学部(管理運営課医薬品・材料係)から、医学部・附属病院関係教職員に対して「マスクの交換は原則1週間(7日)に1回とする(飛沫予防実施時は除く)」との通知が出されたため、医師・看護師等から不安の声が広がっているとのことです。続いて4月13日(月)夕刻には、ミリオンプラスチックグローブ等の供給停止に伴い手袋の使い分けについての通知が寄せられたとのことです。

これに先立つ3月27日(金)には、各講義室への消毒用アルコール設置のための噴霧式スプレー容器が不足しているとして教職員への提供依頼が出されました。また4月2日(木)にはフェイスシールドマスク及びサージカルマスクの納期遅延が明らかになり、サージカルマスクについては納期不明のためコンフォートサージカルマスクに切替えるとの通知が届いたとのことです。このため、医学部・附属病院関係教職員は日常的にはそれぞれ「自前で」マスクを確保せざるを得ない、あるいは「マスクなし」で業務に当たらざるを得なくなっております。

つきましては、山口大学及び附属病院として、教職員等の協力を得て、少なくともマスクを必要数確保するためにあらゆる手立てを講じることを提案します。

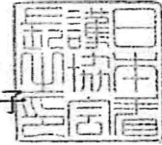
具体的には、学外の比較的手持ちの多い方面へ一部提供いただくよう呼びかけることが考えられます。その他、店頭販売が再開されるまでは、例えばインターネット市場あるいは新聞折り込み広告等を適宜チェックすることにより、確保に努めることについても教職員へ協力を呼びかけてはいかがでしょうか。その際、例えば一枚当たり一定額以内であれば協力者の判断で購入し、納品後にこれを大学として買い上げる、これを超える場合は担当部署に確認の上判断していただく等が考えられます。

このことを含めて、感染対策の衛生資材確保のために、本学会計規則等の定めを弾力的に運用することも含めて、特別の体制をとって医療資材・感染対策資材供給企業等との対応を強化し、医学部・附属病院関係教職員が不安なく勤務、あるいは万一の感染者受入時の対応等に当たることができるようご尽力いただくようお願いいたします。

令和2年4月15日

内閣府全世代型社会保障改革担当大臣
特命担当大臣 西村 康稔 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の支給等について

現在、日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の患者が散発的に発生しており、国民・医療関係者が一体となって拡大防止に努めております。さらには、無症状者が別の疾患等で医療機関を受診することなどによって、院内感染が生じ、医療従事者は、自身が感染する、自身が感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖を感じながら職務にあたっています。

なかでも看護職は24時間、365日患者に関わっており、感染に対するリスクは甚大です。

また新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関の看護職は、「感染するから保育を拒否される」「感染するからタクシーから乗車拒否される」などの謂れのない誹謗中傷を受けています。

国難ともいわれる今般の状況において、自らの危険を顧みずに業務に従事している看護職に、危険手当等を支給していただきますようお願いいたします。

【要望1】

下記の通り、新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。

記

1. 対象となる看護職

① 新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した看護職及びその補助を行った看護職

2. 支給方法

危険手当を大幅に増額し、対象看護職個人に支給すること

3. 支給期間

日本国内で初めて新型コロナウイルス感染が確認された日から、新型コロナウイルスの蔓延がほぼ終息したとして別に定める日まで

【要望2】

要望1に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。